

地域インフラ群再生戦略マネジメント
宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託

質問に対する回答(その1)

- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・本回答は第一次審査書類の提出に関わる内容を、プロポーザル実施要領に示す回答予定日に先立ち、先行して公表するものです。第一次審査書類の提出に関わる内容以外については、令和8年5月15日に回答を公表する予定です。

令和8年5月8日
宇陀市

「地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託」プロポーザル実施要領に関する質問回答書

No	資料名	大項目	中項目	小項目	質問	回答
2	プロポーザル実施要領	3	—	—	企業グループとして参加の場合、会社法第2条第3の2号及び第4の2号の親会社等又は子会社等について 資本関係・人的関係等を有する企業との参加は認められるのでしょうか？	資本関係、人的関係等を制限する要件は設けておりません。
3	プロポーザル実施要領	3	(1)	—	企業グループとして参加の場合、令和8・9年度宇陀市競争入札参加資格申請書の提出は、代表企業のみ提出が必要でしょうか？若しくは、構成員を含め参加企業の全ての会社の提出が必要でしょうか？	企業グループとして参加する場合、全ての構成員が満たしてください。
4	プロポーザル実施要領	3	(7)	—	奈良県内に契約権限を委任されている営業所や事務所を有する企業は、参加可能(参加資格有)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	プロポーザル実施要領	3	(7)	—	参加資格の「奈良県内に本店又は支店を有するもの」との記載について、ここでいう「支店」には営業所は含まれる認識でよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照ください。
6	プロポーザル実施要領	3	(7)	—	奈良県内に本店または支店を有する者とありますが、本店、支店といった名称にかかわらず、奈良県内に事務所、営業所といった拠点を有する者と理解してよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照ください。
7	プロポーザル実施要領	3	(7)	—	(宇陀市公告第35号より抜粋)奈良県内に本店又は支店を有する者であること。 上記記載が、宇陀市公告第35号にあるが、奈良県内に営業所(宇陀市に対する競争入札参加資格を有する)がある場合も、参加資格は認められるという認識でよろしいでしょうか。(支店でなくても、契約権限があれば営業所でも問題ないと考えています。)	No.4の回答を参照ください。
8	プロポーザル実施要領	3	(7)	—	奈良県内に本店又は支店を有する者と記載がありますが、支店とは宇陀市に対する委任営業所の競争入札参加資格を有するものと捉えている認識で合っているでしょうか。	No.4の回答を参照ください。
9	プロポーザル実施要領	3	(8)	—	参加資格として建設コンサルタント登録「鋼構造及びコンクリート部門」以外に建設業許可業者は可能でしょうか。また、可能な場合、当業務に関わる工事(橋梁補修工事等)がのちに発注された場合に入札参加制限が設けられる予定でしょうか。	前段については、建設コンサルタント登録「鋼構造及びコンクリート部門」を有している者に限ります。なお、企業グループで参加する場合は、少なくとも代表企業が満たせばよいものとします。 後段については、本業務で発注者支援業務及び施工監理業務の対象となった橋梁の工事には、入札参加制限を設ける予定です。

No	資料名	大項目	中項目	小項目	質問	回答
10	プロポーザル実施要領	3	(9)	—	実績として、②橋梁長寿命化修繕計画の策定業務とありますが、改訂業務も実績として認められますか？(おそらく、過去10年間において新規の策定業務はかなり限定されるように思われます。)	計画の改訂や更新業務も認めます。
11	プロポーザル実施要領	3	(10)	—	国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したCM業務、PM業務又は事業促進PPPを元請けで受注した又は、現在受注し業務を行っている実績を有するものであることとありますが、有する実績は、CM業務1件以上とPM業務もしくは事業促進PPPの1件以上の2種類の業務実績が必要との事でしょうか？若しくは、CM業務、PM業務、事業促進PPPのいずれか1種類の業務実績が必要とのことでしょうか？	CM業務、PM業務、事業促進PPPのいずれか1種類の業務実績を満たしてください。
12	プロポーザル実施要領	3	(10)	—	(プロポーザル実施要領より抜粋)国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したCM業務、PM業務又は事業促進PPPを元請けで受注し業務を行っている実績を有する者であること。 上記記載がプロポーザル実施要領にあるが、実績については以下が該当するか確認させてください。 ・国交省又は地方公共団体の現場技術業務(発注者支援業務) ・NEXCOの施工管理業務	記載の現場技術業務や施工管理業務は、CM業務、PM業務、事業促進PPPに該当しないため、実績として認められません。
13	プロポーザル実施要領	3	(10)	—	(プロポーザル実施要領より抜粋)国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したCM業務、PM業務又は事業促進PPPを元請けで受注し業務を行っている実績を有する者であること。 上記記載がプロポーザル実施要領にあるが、実績として認められるには、テクリス(キーワード又は概要等)に、PM業務又はCM業務又は事業促進PPPの文言が入っている必要があるのでしょうか。テクリスに記載がない場合は、別途成果品の抜粋(概要版、業務計画書、報告書等)を付ければ実績として認められるのでしょうか。	テクリスや仕様書・契約書等から判断します。 プロポーザル実施要領3.(10)に示す各業務の定義に該当することが読み取れる資料を添付してください。
14	プロポーザル実施要領	6	(2)	—	第二次審査においてヒアリングが実施されますが、ヒアリングは評価点にどのように反映されるのでしょうか？(提案内容に関する確認でしょうか？ヒアリングに関する評価の点数が示されていないので、お尋ねします。)	ヒアリングは評価点に影響しません。 ヒアリングは、審査委員会が提案審査を行うにあたって、提案内容の理解を深め、質疑応答を行うことを目的に実施します。

No	資料名	大項目	中項目	小項目	質問	回答
15	プロポーザル実施要領	8	(1)	①	①企業の実績(橋梁・道路業務のマネジメント)(様式第7号)については、プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間の実績というような、期間の制限は無いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	プロポーザル実施要領	8	(1)	②	本評価項目について、「構成企業のうち1者が①②③全てを有する」との記載がありますが、複数企業で参加する場合、各構成企業の実績を組み合わせ①②③を満たすことは可能でしょうか。それとも、いずれか1者が単独で全ての要件を満たす必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	企業グループとして参加する場合は、各構成企業の実績を組み合わせることも可能です。
17	プロポーザル実施要領	8	(1)	②	実施体制(地域精通度)に係る実績について、企業グループで参加する場合、構成員のいずれか一者が当該実績を有していれば加点対象となる認識でよろしいでしょうか。	No.16の回答を参照ください。
18	プロポーザル実施要領	8	(1)	②	②実施体制(地域精通度)(様式第7号)については、プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間の実績というような、期間の制限は無いという認識でよろしいでしょうか。	プロポーザル実施要領8.(1)②に記載のとおり、プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間の実績に限ります。
19	プロポーザル実施要領	8	(1)	②	企業、配置技術者の業務実績である『長寿命化修繕計画の策定業務』には、更新業務を含むと理解してよろしいでしょうか。	No.10の回答を参照ください。
20	プロポーザル実施要領	8	(1)	②	業務実績証明資料についてテクリスで業務内容が判断できる場合、証明資料はテクリスの写しのみでよろしいでしょうか。	テクリスの写しのみで実績を満たすことが判断できる場合は、テクリスの写しのみで問題ありません。
21	プロポーザル実施要領	8	(1)	③	橋梁長寿命化修繕計画の策定業務で「橋梁管理の中長期計画を検証し、定期的な見直しを検討する業務」は当該業務の実績と認められるでしょうか。	計画の策定又は更新を完了した業務であれば、実績として認めます。
22	プロポーザル実施要領	8	(1)	③	「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した」との記載がありますが、第三セクターの発注による業務も実績として認められるでしょうか。	第三セクターによる発注は認められません。

No	資料名	大項目	中項目	小項目	質問	回答
23	プロポーザル実施要領	8	(1)	③ア	③管理技術者の業務経験(様式第8号)「アCM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験」とありますが、プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間の実績とどのような、期間の制限は無いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	プロポーザル実施要領	8	(1)	③ア	③管理技術者の業務経験(様式第8号)「アCM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験」とありますが、実績として認められるには、テクリス(キーワード又は概要等)に、PM業務又はCM業務又は事業促進PPPの文言が入っている必要があるのでしょうか。テクリスに記載がない場合は、別途成果品の抜粋(概要版、業務計画書、報告書等)を付ければ実績として認められるのでしょうか。	No.13の回答を参照ください。
25	プロポーザル実施要領	8	(1)	③ア	「CM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験」とありますが、業務履行期間がR6.4.16～R7.3.31のCM業務に担当技術者として従事した経験は認められるのでしょうか。	R7.3.31に完了した業務であれば、実績として認めます。
26	プロポーザル実施要領	8	(1)	③ア	「CM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験」とありますが、前段の「CM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した」に関しては従事した年数は不問でしょうか。こちらについても1年以上の従事期間が必要である場合、複数の業務の合計年数でも認められるのでしょうか。	前段に関しては従事期間に関する定めはありません。現在履行中の業務に関しては、プロポーザル実施要領の公表時点において1年以上従事した経験を有する者に限りま
27	プロポーザル実施要領	8	(1)	④	審査基準では業務責任者(計画更新、定期点検、補修設計、発注者支援、施工監理の各責任者)について「最も評価点が高い者1名を評価する」とされていますが、業務責任者の調書(様式第9号)は、配置する全ての業務責任者分を提出するのか、あるいは評価対象とする1名分のみでよいのでしょうか。	配置する全ての業務責任者について、様式第9号を提出してください。

No	資料名	大項目	中項目	小項目	質問	回答
28	プロポーザル実施要領	8	(1)	④	④業務責任者の業務経験(様式第9号)「アCM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験」とありますが、プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間の実績というような、期間の制限は無いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	プロポーザル実施要領	8	(1)	④	④業務責任者の業務経験(様式第9号)「アCM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験」とありますが、実績として認められるには、テクリス(キーワード又は概要等)に、PM業務又はCM業務又は事業促進PPPの文言が入っている必要があるのでしょうか。テクリスに記載がない場合は、別途成果品の抜粋(概要版、業務計画書、報告書等)を付ければ実績として認められるのでしょうか。	No.13の回答を参照ください。
30	プロポーザル実施要領	8	(1)	④	業務責任者の必須要件は、保有資格のみであり、業務実績は加点項目との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託」業務要求水準書に関する質問回答書

No	資料名	大項目	中項目	小項目	質問	回答
3	業務要求水準書	2	(2)	—	管理技術者に専任要件(他業務兼務不可)や常駐要件があればご教示頂きたいです。	専任や常駐の条件はありません。
4	業務要求水準書	2	(3)	—	管理技術者と業務責任者の兼務、および各業務の業務責任者や照査技術者の兼務が認められていますが、その場合の調書(様式第8号、第9号)の作成方法は、1枚にまとめて提出でしょうか。もしくは役割ごとに分けて作成でしょうか。	管理技術者と各業務の業務責任者を兼務する場合であっても、様式第8号、第9号はそれぞれご提出ください。ただし、第9号については、複数業務の業務責任者を兼任する場合、該当する項目に複数「○」をつけることで、まとめてご提出いただくことが可能です。
5	業務要求水準書	2	(3)	—	各業務の業務責任者と管理技術者の兼務は可能とする。とありますが、計画更新業務、橋梁定期点検業務、補修設計業務、発注者支援業務、施工監理業務(すべての業務)について管理技術者が業務責任者を兼務することは可能でしょうか？	管理技術者と各業務の業務責任者の兼務は可能です。ただし、計画更新業務・橋梁定期点検業務・補修設計業務の業務責任者と、発注者支援業務・施工監理業務の業務責任者は兼務不可です。
6	業務要求水準書	2	(3)	—	業務責任者と管理技術者の兼任は可能と記載がありますが、表1に記載の5業務(計画更新・橋梁定期点検・補修設計・発注者支援・施工監理)すべてと兼任可能という認識でよろしいでしょうか。	No.5の回答を参照ください。
7	業務要求水準書	2	(3)	表1	表1の備考に基づき、(a)計画更新・定期点検・補修設計の業務責任者は相互に兼務可、(b)上記3業務の照査技術者も相互に兼務可、(c)ただし業務責任者と照査技術者の兼務は不可、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託」様式集に関する質問回答書

No	資料名	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	申請様式集	様式第2号	—	—	「企業名」と「商号又は名称」は同じ意味だと思いますが、同じものを記載でよろしいでしょうか。また、㊟がないので押印は不要でよろしいでしょうか。	前段については、同じものを記載いただくか、どちらか一方の欄のみ記載いただくことで問題ありません。後段については、ご理解のとおりです。
2	申請様式集	様式第2号	—	—	参加表明書に記載する企業名は、契約を行う営業所名か、本社名のどちらを記載したらよろしいでしょうか。また、代表者名は、営業所長名か代表取締役社長のどちらを記載したらよろしいでしょうか。	ご質問のケースの場合、前段については、契約を行う営業所名としてください。後段については、営業所長名としてください。
3	申請様式集	様式第4号	—	—	企業グループの構成員は、建設コンサルタント登録のある企業のみでしょうか。建設業の許可業者でも可能でしょうか。	企業グループの場合は、少なくとも代表企業は建設コンサルタント登録「鋼構造及びコンクリート部門」を有している者としてください。代表企業以外の構成員については、当該登録を有していない者も参加可能です。
4	申請様式集	様式第7号	—	—	業務実績調書の添付書類、実績を証明できる資料はTECRISの写しでもよろしいでしょうか。	テクリスの写しのみで実績を満たすことが判断できる場合は、テクリスの写しで問題ありません。
5	申請様式集	様式第7号	—	—	実績を証明できる資料(契約書及び仕様書の写し等)とありますが、テクリスカルテの提出のみでも可能でしょうか。	No.4の回答を参照ください。
6	申請様式集	様式第8、9号	—	—	<いずれかの実績(記号欄にア～オの該当するものを記入すること)>とありますが、記号欄はどこにありますか。	業務名称の欄に、ア～オのいずれの実績に該当するのかが記入してください。
7	申請様式集	様式第10号	—	—	様式第10号に再委託先又は協力先を記載する欄がありますが、第1次審査書類締め切り時点で再委託先が決まっていない場合は具体的な企業名を記載しなくてもよいでしょうか。また、企業名の記載の有無で1次審査結果に影響はあるのでしょうか。	前段については、問題ございません。後段については、企業名の記載の有無は第1次審査結果に影響しません。
8	申請様式集	様式第10号	—	—	現地点検、現地調査時に交通規制を行う場合、交通誘導員の動員、規制機材や高所作業車等のレンタルは、再委託に含まれないと考えてよろしいでしょうか。(現時点で警備会社、レンタル会社名を特定するのは難しいため。)	ご理解のとおりです。